# 令和2年 第5回 喜茂別町農業委員会総会議事録

(令和2年 7月 9日 開催)

## 喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年 7月 9日(木) 午後 3時00分 開会 午後 3時30分 閉会

- 2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室
- ( 9人) 3. 出席委員 会長 10番 川 邊 浩 一 会長職務代理者 1番 内 尾 勝 稔 委員 2 番 菊 地 光 男 3 番 行 天 勝美 4 番 牧 孝 一 5 番 行 天 雄 也

6 番 押 切 昌 幸 7 番 笠 井 孝 一

8番前田昌明

- 4. 欠席委員 (0人)
- 5. 議事日程 第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に

ついて

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 大元
 真

 係長
 大迫尚樹

 主事
 平手大貴

 主事
 前田修平

#### 7. 会議の概要

### ○開会時刻 午後3時00分

川邊議長	定刻となりましたので、これより令和2年第5回喜茂別町農業委員会総会を開催いたし ます。
	ただちに本日の会議を開きます。 本日の出席委員は9名中9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定 により総会が成立していることをご報告申し上げます。
	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 喜茂別町農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において押切昌幸委員、笠井 孝一委員を指名いたします。
	日程第2 会期の決定について、会期は本日1日と決定いたしました。 ご異議ありませんか。 (なしの声あり) 異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。
	日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とい たします。事務局より説明願います。
事務局	●日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法第3条の3第 1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告いたします。 (読み上げにより説明) 以上、報告第1号の説明を終わります。
川邊議長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。 牧委員。
牧委員	相続者が農業者ではないが、別に問題は無いのですか。
事務局	本来であれば農地の取得については農業者の方が取得するのが当然ですが、相続の場合 につきましては、農業者に関係なく農地を取得することができるとされております。
川邊議長	そのほかにありませんか。
各委員 川邊議長	【なしの声あり】  質問等が無ければ、報告第1号については原案のとおり承認することと決定いたします。  続きまして、日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題といたします。  事務局より説明願います。
事務局	●日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。 農地移転の権利の設定のため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があった ので、許可の可否について議決を求めるものです。 (読み上げにより説明) 以上で議案第1号の説明を終わります。
川邊議長	事務局より説明が終わりました。
	これより、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。 牧委員。
牧委員	土地の賃貸ですからお互いの都合があると思うんですけど、なんでこんなに細かく区分 けされているんでしょうか。
——川 <b>邊議長</b>	内尾委員。
内尾委員	それに付随して、こういった形で細かくしているんですが、面積は何を元にこの数値を 出しているのか教えてください。

事務局	ただいまの質問についてですが、No. 1の方ですが、1枚畑を細かく区分けしている んですが、賃貸人の方がまだ耕作する予定のところに、アスパラが右側の右上の方にアス パラが植わさっておりまして、そのほか空いているところで現所有者が引き続き営農をし たいということで双方話し合いでこのような区分けになっております。 少しいびつな形になっておりますが、本人たちがこれで合意していることもあり、申し 出を受けたところであります。 面積についてですが、GPSの実測によるものです。借りる方がGPSを所有しており トラクターによる足跡をデータ化したものです。
川邊議長	そのほかにありませんか。 笠井委員。
笠井委員	その面積はGPSなので正確とは思うんですが、法的には問題ないのですか。
事務局	本来であれば測量を行って面積を求めなければならないのかもしれないが、農地の賃貸 借についてはそこまでの精度は求められていないと理解しているので、この測量の方法で 双方合意の上で賃貸するのは問題ないと判断しております。
川邊議長	そのほかにありませんか。 笠井委員。
笠井委員	売買になると正式な測量でなければだめということでしょうか。
事務局	売買の場合ですと、所有権の移転となり、1枚畑を分割して売るとなると分筆しなけれ ばならなく、分筆登記の場合は専門的な測量の方が測ったものに基づいて分筆登記を行っ て売買するといったことになります。
川邊議長	そのほかにありませんか。 行天委員。
行天(雄)委員	賃貸に関して、反当たりの金額はこれから協議されるんですか。
事務局	3条の許可申請については、原則的には賃料も含めて申請されています。 今回につきましては反当たり 円、賃料の総額は端数を切り捨てて 円と なっています。
川邊議長 各委員 川邊議長	ほかにありませんか。 【なしの声あり】 質問等が無ければ、議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。 以上で、本総会に付されました案件は全て終了いたしました。 以上をもちまして、令和2年第5回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

# ○閉会時刻 午後3時30分

上記の総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和2年 第5回喜茂別町農業委員会総会

令和2年7月9日

喜茂別町農業委員会

会議録署名委員